防犯カメラ設置費の一部を補助します

市ではこれまで地域の防犯活動の一端を担う防犯カメラを設置しようとする町内会・商店街に対し、その設置費用の一部を支援してきましたが、更なる地域の防犯意識の向上と安全・安心なまちづくりの発展に寄与することを目的 とし、対象をマンションや店舗等事業所の駐車場に拡大します。

※町内会・商店街で設置を検討される方については、今までと変わらず補助制度を継続します。下記まで個別にお問い合わせください。

対象者

- ①分譲マンション管理組合の代表者
- ②賃貸共同住宅の所有者
- ③貸駐車場の所有者又は管理者
- 4事業経営者

補助金額

防犯カメラの設置に要する費用の 5分の4

- ※上限16万円
- ※1事業所につき同一年度1回限り
- ※維持管理に係る費用は含みません

防犯カメラ作動中

対象となる駐車場

- ①市内に所在すること
- ②5戸以上の分譲マンションもしくは賃貸共同住宅の駐車場、貸駐車場、 事業経営者が管理する施設の一般来客駐車場もしくは従業員駐車場
- ③5台以上の駐車が可能であること
- ④交付申請の時点において既に利用に供されていること

◆お問合せ◆

碧南市地域協働課交通防犯係

30566-95-9873

申請手続き ②現地立会い確認等 ③申請書の作成 ⑥防犯カメラ設置工事 ⑦実績報告書の提出)相談等 請求書の提出 申請者 提出 9確定通知 4書類審査 ⑤交付決定通知 **⑧**書類審査 (1) 補助金の交付 碧南市

- ア ③の申請時に必要なもの
 - (ア)補助金交付申請書
 - (1) 防犯カメラの設置に要する費用に係る見積書
 - (ウ) 防犯カメラ機器のカタログ
 - (I)防犯カメラの設置及び運用に関する要領
- イ ④の実績報告時に必要なもの
 - (ア)補助事業等実績報告書
 - (1) 防犯カメラの購入及び設置に係る領収書の写し
 - (ウ) 防犯カメラ及び表示板の現況写真
 - (I) 防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

※ご注意ください※

- ◆防犯カメラの設置工事は必ず補助金交付決定通知を受けてから施工して ください
- ◆補助対象者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる要件を満たす ことが必要です
 - ①防犯カメラの設置が地域の防犯活動の一端を担うよう、撮影範囲の概ね3分の1以上に公共の場所を含めること
 - ②防犯カメラの設置から5年間は、その利用を継続すること
 - ③防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(平成25年3月27日愛知県策定)に準拠し、防犯カメラの適正な設置及び運用を図ること